

農林振興事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第五十三号

農林振興事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

農林振興事務所長に対する事務委任規則（平成十四年三月奈良県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二号を次のように改める。

二 農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第八条第一項又は第二項の規定による届出を受理すること。

第三号シ中「第百十三条の三」を「第百十三条の四」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。